

## り災証明書と被災証明書との違いと添付書類等について

自治体によって取扱いや書式が異なります。

また、被災証明書の発行は、原則として、震災又は風水害等により被害を受けた事実に対して、立証、確認できるものについてのみ行います。

○ **り災証明書**・・・住家の被害程度を証明するもの

○ **被災証明書**・・・住家に限らず、被災した事実を証明するもの

### 【り災証明の例】

- ・全壊(全焼)
- ・大規模半壊(半焼)
- ・半壊(半焼)
- ・一部損壊

### 【被災証明の例】

- ・塀・門扉などの付帯物、備品・家具、その他構築物等の破損、停電
- ・停電、公共交通機関等による帰宅難民、避難者等
- ・工場、店舗等に陳列された商品等の被害
- ・農業用施設等の破損
- ・下水道管、水道管の破損、漏水、断水等による被害
- ・農地等の被害
- ・人的被害:死亡・行方不明・負傷等
- ・倒木等

### 【申請書の添付書類】

証明書の申請は、提出先や証明内容によって添付書類が異なりますので、事前に連絡してください。

- 写真（パソコンプリンター等による印刷でも可）
- 修繕等にかかる費用の見積書や明細書の写し
- 証明書の提出が必要であることが記載されている規約等の写し
- 本人又は家族以外の方は、委任状と身分を証明するもの。
- 必要に応じて、災害と被害との因果関係の証拠書類、状況申述書等
- 災害の発生日から次の災害が既に発生しているなど、客観的に証することが困難な場合は、事前にご相談願います。

※ ●被害状況の確認のために必要、○必要に応じて、となります。

※ 提出していただいた書類、写真等は返却いたしません。

証明書は審査のうえ、後日交付します。

申請後に状況確認のため調査に伺います。

申請・発行に係る手数料はありません。